

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名：日本原子力研究開発機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報掲載料の支払い 1式	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松4番地49	平成25年4月1日	東京官書普及(株) 東京都千代田区神田錦町1-2	【会計規程第28条第1項】 予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 【契約事務規程第32条第1項第2号】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき 【随意契約における「特命クライテリア」について第3条第5項第15号】 官報の掲載に係るもの	非公開	7,441,000円	—	—	官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6	毎月支払い
平成24年度決算に関する官報 公告について:1式	中明 勝彦 財務部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年10月24日	東京官書普及(株) 東京都千代田区神田錦町1-2	【会計規程第28条第1項】 予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 【契約事務規程第32条第1項第2号】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき 【随意契約における「特命クライテリア」について第3条第5項第15号】 官報の掲載に係るもの	非公開	5,237,190円	—	—	官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6	
平成25年4月分工業用水道料金	中島 克三 那珂核融合 研究所管理部長 茨城県那珂市向山 801-1	平成25年5月10日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	会計規程第28条 予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	2,142,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年5月分工業用水道料金	中島 克三 那珂核融合 研究所管理部長 茨城県那珂市向山 801-1	平成25年6月11日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	会計規程第28条 予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	2,213,400円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年6月分工業用水道料金	中島 克三 那珂核融合研究所管理部長 茨城県那珂市向山801-1	平成25年7月9日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	会計規程第28条 予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	2,142,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年7月分工業用水道料金	中島 克三 那珂核融合研究所管理部長 茨城県那珂市向山801-1	平成25年8月7日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	会計規程第28条 予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	2,213,400円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年8月分工業用水道料金	中島 克三 那珂核融合研究所管理部長 茨城県那珂市向山801-1	平成25年9月9日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	会計規程第28条 予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	2,213,400円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年9月分工業用水道料金	木村 俊之 那珂核融合研究所管理部長 茨城県那珂市向山801-1	平成25年10月15日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	会計規程第28条 予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	8,290,800円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年10月分工業用水道料金	木村 俊之 那珂核融合研究所管理部長 茨城県那珂市向山801-1	平成25年11月13日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	会計規程第28条 予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	2,213,400円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年11月分工業用水道料金	木村 俊之 那珂核融合研究所管理部長 茨城県那珂市向山801-1	平成25年12月10日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	会計規程第28条 予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	2,142,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年12月分工業用水道料金	木村 俊之 那珂核融合研究所管理部長 茨城県那珂市向山801-1	平成26年1月15日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	会計規程第28条 予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	2,213,400円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成26年1月分工業用水道料金	木村 俊之 那珂核融合研究所管理部長 茨城県那珂市向山801-1	平成26年2月12日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	会計規程第28条 予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	2,213,400円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年2月分工業用水道料金	木村 俊之 那珂核融合研究所管理部長 茨城県那珂市向山801-1	平成26年3月13日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊嶮685	会計規程第28条 予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	1,999,200円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成26年3月分工業用水道料金	木村 俊之 那珂核融合研究所管理部長 茨城県那珂市向山801-1	平成26年3月31日	茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊嶮685	会計規程第28条 予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 契約事務規程32条第3項 競争性のない随意契約によることができる具体的な要件については、別に定める。 随意契約における「特命クライテリア」について 第3条5(1) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	非公開	8,328,600円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
県央広域工業用水道事業 4月分経営経費負担金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年4月23日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊嶮685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	4,451,265円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
厚生施設に係る光熱費(水道料)の支払いについて	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年4月23日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	1,950,978円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年2・3月分所内上水道料金の支払い(水道料金)	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年4月24日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	1,608,873円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
4月分県央広域工業用水道料金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年5月10日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	17,120,250円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
県央広域工業用水道事業 5月分経営経費負担金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年5月10日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	4,599,640円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
平成25年4月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年5月13日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	3,150,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
5月分県央広域工業用水道料金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年6月10日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	17,690,925円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
県央広域工業用水道事業 6月分経営経費負担金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年6月10日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	4,451,265円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
平成25年5月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年6月14日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	3,255,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年4・5月分所内上水道料金の支払い(水道料金)	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年6月21日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	1,436,305円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
厚生施設に係る光熱費(水道料)の支払いについて	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年6月21日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	2,005,976円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
県央広域工業用水道事業 7月分経営経費負担金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年7月11日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	4,599,640円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
6月分県央広域工業用水道料金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年7月11日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	17,120,250円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年6月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年7月16日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	3,150,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
7月分県央広域工業用水道料金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年8月7日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	17,690,925円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
県央広域工業用水道事業 8月分経営経費負担金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年8月7日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	4,599,640円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
平成25年7月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年8月9日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	3,255,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
厚生施設に係る光熱費(水道料)の支払いについて	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年8月21日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	2,078,975円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
平成25年6・7月分所内上水料金の支払い(水道料金)	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年8月21日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	1,719,732円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
8月分県央広域工業用水道料金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年9月2日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	17,690,925円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
県央広域工業用水道事業 9月分経営経費負担金の支払い	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年9月2日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	4,451,265円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年8月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年9月10日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	3,255,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
9月分県央広域工業用水道料金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年10月9日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	17,120,250円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
県央広域工業用水道事業 10月分経営経費負担金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年10月9日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	4,599,640円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年9月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年10月11日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	3,150,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
厚生施設に係る光熱費(水道料)の支払いについて	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年10月22日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	2,124,112円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年8・9月分所内上水道料金の支払い(水道料金)	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年10月22日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	1,834,612円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
10月分県央広域工業用水道料金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年11月12日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	17,690,925円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
県央広域工業用水道事業 11月分経営経費負担金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年11月12日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	4,451,265円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
平成25年10月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年11月14日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	3,255,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
県央広域工業用水道事業 12月分経営経費負担金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年12月10日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	4,599,640円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
11月分県央広域工業用水道料金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年12月10日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	17,120,250円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
平成25年11月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年12月10日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないととき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	3,150,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年10・11月分所内上水道料金の支払い(水道料金)	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年12月24日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	1,703,415円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
厚生施設に係る光熱費(水道料)の支払いについて	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成25年12月24日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	2,129,227円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成25年12月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年1月14日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	3,255,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
12月分県央広域工業用水道料金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年1月15日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	17,690,925	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
県央広域工業用水道事業 1月分経営経費負担金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年1月15日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	4,599,640	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成26年1月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年2月10日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	3,255,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
1月分県央広域工業用水道料金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年2月12日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	17,690,925	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
県央広域工業用水道事業 2月分経営経費負担金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年2月12日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	4,154,514	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
平成25年12月分・平成26年1月分所内上水料金の支払い(水道料金)	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年2月21日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	1,952,800	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
厚生施設に係る光熱水費(水道料)の支払いについて	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年2月21日	東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	2,007,197	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
2月分県央広域工業用水道料金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年3月11日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	15,978,900	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	
県央広域工業用水道事業 3月分経営経費負担金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年3月11日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	非公開	4,599,640	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年2月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年3月11日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	2,940,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
3月分県央広域工業用水道料金の支払い	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年3月31日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	17,690,925	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
平成26年3月分所内工業用水料金の支払い(水道料金)	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4	平成26年3月31日	茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685	予定価格が小額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。【会計規程第28条第1項】 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)	非公開	3,255,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8	
2013年外国雑誌(米国物理学会及び米国物理学協会発行)の購入	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	株式会社紀伊國屋書店、茨城県水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	非公表	25,045,214円	—	—	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入であるため。	10	
2013年外国雑誌(エルゼビア社発行電子ジャーナル)の購入	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	エルゼビア・ビー・ブイ、オランダ王国アムステルダム市ラダーヴェヒ29	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	非公表	74,311,415円	—	—	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入であるため。	10	
平成25年度東京事務所清掃作業	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	株式会社ダイケングループ、東京都千代田区二番町12-2	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)	非公表	6,825,420円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。	5	
放射線作業員の被ばく線量登録管理に関する業務契約(RI法)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	公益財団法人放射線影響協会、東京都千代田区鍛冶町1-9-16	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	非公表	7,000,000円	—	—	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放射線作業者の被ばく線量登録管理に関する業務契約(炉規法)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	公益財団法人放射線影響協会, 東京都千代田区鍛冶町1-9-16	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	非公表	22,300,000円	—	—	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているため。	1	
原子力損害賠償責任保険契約(東海研究開発センター原子力科学研究所)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	日本原子力保険プール, 東京都千代田区神田淡路町2-9	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	68,264,190円	—	—	原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
原子力損害賠償責任保険契約(大洗研究開発センター)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	日本原子力保険プール, 東京都千代田区神田淡路町2-9	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	87,185,430円	—	—	原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
原子力損害賠償補償契約(青森研究開発センターむつ事務所)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	文部科学省, 東京都千代田区霞が関3-2-2	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	非公表	1,200,000円	—	—	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているため。	1	
システム計算科学センター事務所の賃貸借	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	国立大学法人東京大学, 東京都文京区本郷7-3-1	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)	非公表	46,368,000円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。	5	
国際核融合エネルギー研究センター用地賃貸借	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	新むつ小川原株式会社, 東京都千代田区大手町1-3-2	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)	非公表	85,332,540円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。	5	
借上宿舍賃貸借契約	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	非公表	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	3,559,500円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
借上宿舍賃貸借契約	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	非公表	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	8,916,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
借上宿舍賃貸借契約	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	トラストシステムサービス株式会社, 東京都文京区本駒込5-1-3	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	23,925,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舍賃貸借契約	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	株式会社共立メンテナンス、東京 都千代田区外神田2-18-8	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	49,805,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
平成25年度「ふげん」使用済燃料輸送に係る輸送容器の借用・保守	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	株式会社オー・シー・エル、東京都 港区西新橋2-11-6	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	62,823,700円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
「もんじゅ」取替ブランケット燃料集合体及び六フッ化ウランの保管管理(平成25年度分)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	三菱原子燃料株式会社、東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル11階	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	9,397,500円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
平成25年度「ふげん」使用済燃料輸送に係る当該運搬船の維持管理	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年4月1日	原燃輸送株式会社、東京都港区芝大門1-1-3	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	406,388,325円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
平成25年度プロパンガス売買単価契約(簡易ガス 箕輪寮他)	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年4月1日	日本瓦斯株式会社、茨城県那珂郡東海村字村松3365	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	6,400,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)であるため。	8	
平成25年度プロパンガス売買単価契約(簡易ガス 太田寮他)	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年4月1日	東京ガスエネルギー株式会社、茨城県那珂郡東海村石神外宿2483	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	5,000,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)であるため。	8	
臨界計量管理用計算機の保守	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年4月1日	富士通株式会社、東京都港区東新橋1-5-2 夕留シティセンター	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	2,822,400円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
中央計算機の保守点検	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年4月1日	三菱電機株式会社、茨城県那珂郡東海村舟石川駅西2-1-12	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	13,650,000円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
輸送容器定期自主検査	富田 英二東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年4月1日	エイ・ティ・エス株式会社, 茨城県那珂郡東海村松字平原3129-37	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	13,996,500円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
平成25年度 再処理施設の核物質防護設備の維持管理に係る業務請負	富田 英二東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年4月1日	横河電子機器株式会社, 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-13 南新宿星野ビル8階	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	15,498,000円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
平成25年度核物質防護(PP)監視装置保守作業請負契約	富田 英二東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年4月1日	株式会社原子力セキュリティサービス, 茨城県那珂郡東海村松字平原3129-45	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	33,253,500円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
平成25年度 核物質防護等に係る業務請負	富田 英二東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年4月1日	株式会社日立パワーソリューションズ, 茨城県日立市幸町3-2-2	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	41,202,000円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
「いばらき量子ビーム研究センター」研究支援施設の利用契約	富田 英二東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年4月1日	茨城県, 茨城県水戸市笠原町978-6	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、国、地方公共団体等との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの	非公表	10,099,920円	—	—	国、地方公共団体等との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。	4	
プロパンガス1の単価基本契約	関野 英夫 敦賀本部業務統括部長 福井県敦賀市木崎65-20	平成25年4月1日	ENEOSグローブエナジー株式会社, 福井県敦賀市榎川85号茶円花1-3	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	4,000,000円	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)であるため。	8	
高速増殖炉研究開発センターPP装置保守業務	関野 英夫 敦賀本部業務統括部長 福井県敦賀市木崎65-20	平成25年4月1日	株式会社TAS, 福井県敦賀市昭和町2-2-22	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	15,120,000円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
職員用住宅の賃借	高橋 一路 関西光科学研究所管理部長 京都府木津川市梅美台8丁目1番地7	平成25年4月1日	積和不動産関西株式会社, 奈良県奈良市二条大路南1-2-33	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	1,320,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員用住宅の賃借	高橋 一路 関西光科学研究所管理部長 京都府木津川市梅美台8丁目1番地7	平成25年4月1日	日本住宅流通株式会社, 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-800	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	1,116,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
職員用住宅の賃借	高橋 一路 関西光科学研究所管理部長 京都府木津川市梅美台8丁目1番地7	平成25年4月1日	近鉄住宅管理株式会社, 大阪府大阪市天王寺区上本町5-7-12	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	2,040,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
職員用住宅の賃貸借	高橋 一路 関西光科学研究所管理部長 京都府木津川市梅美台8丁目1番地7	平成25年4月1日	非公表	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	1,044,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
職員用住宅の賃貸借	高橋 一路 関西光科学研究所管理部長 京都府木津川市梅美台8丁目1番地7	平成25年4月1日	兵庫県企業庁, 兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	6,637,200円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
職員用住宅の賃貸借	高橋 一路 関西光科学研究所管理部長 京都府木津川市梅美台8丁目1番地7	平成25年4月1日	兵庫県企業庁, 兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	17,706,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
職員用住宅の賃貸借	高橋 一路 関西光科学研究所管理部長 京都府木津川市梅美台8丁目1番地7	平成25年4月1日	非公表	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	1,116,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
厚生施設の賃貸借契約について	清水 和彦 幌延深地層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町北進432番2	平成25年4月1日	有限会社名山, 北海道天塩郡幌延町元町19-1	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	11,556,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
厚生施設の賃貸借契約について	清水 和彦 幌延深地層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町北進432番2	平成25年4月1日	幌延商事株式会社, 北海道天塩郡幌延町元町39-1	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	8,640,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
厚生施設の賃貸借契約について	清水 和彦 幌延深地層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町北進432番2	平成25年4月1日	株式会社ほくせい, 北海道天塩郡幌延町3条南2-17-1	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	4,800,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
厚生施設の賃貸借契約について	清水 和彦 幌延深地層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町北進432番2	平成25年4月1日	矢野建設株式会社、北海道天塩郡幌延町2条南2-1	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	22,080,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
厚生施設の賃貸借契約について	清水 和彦 幌延深地層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町北進432番2	平成25年4月1日	有限会社北斗観光物産、北海道天塩郡幌延町1条北2-47	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	14,688,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
土岐倉庫賃貸借契約	藤井 文人 東濃地科学センター所長 岐阜県土岐市泉町定林寺959番地31	平成25年4月1日	非公表	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）	非公表	3,840,000円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）であるため。	5	
瑞浪超深地層研究所 車庫の賃貸借契約	藤井 文人 東濃地科学センター所長 岐阜県土岐市泉町定林寺959番地31	平成25年4月1日	徳倉建設株式会社、愛知県名古屋市中区錦3-13-5	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）	非公表	2,584,379円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）であるため。	5	
瑞浪超深地層研究所 管理棟の賃貸借契約	藤井 文人 東濃地科学センター所長 岐阜県土岐市泉町定林寺959番地31	平成25年4月1日	徳倉建設株式会社、愛知県名古屋市中区錦3-13-5	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）	非公表	27,844,515円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）であるため。	5	
東濃鉱山周辺監視区域に供する土地の賃貸借契約(瑞浪市)	藤井 文人 東濃地科学センター所長 岐阜県土岐市泉町定林寺959番地31	平成25年4月1日	月吉生産森林組合、岐阜県瑞浪市明世町月吉855-4	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）	非公表	1,011,977円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）であるため。	5	
日本原燃株式会社との事務所賃貸借契約	千田 正樹 青森研究開発センター管理部長 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館2番166	平成25年4月1日	日本原燃株式会社、青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4-108	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）	非公表	1,037,160円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）であるため。	5	
職員等用住宅賃貸借契約	千田 正樹 青森研究開発センター管理部長 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館2番166	平成25年4月1日	六ヶ所村、青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	4,335,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
職員等用住宅賃貸借契約	千田 正樹 青森研究開発センター管理部長 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館2番166	平成25年4月1日	非公表	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	5,400,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員等用住宅賃貸借契約	千田 正樹 青森研究開発センター管理部長 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館2番166	平成25年4月1日	非公表	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	13,980,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
借上宿舍賃貸借契約	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年5月29日	株式会社共立メンテナンス、東京都千代田区外神田2-18-8	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】。契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	2,125,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	
PUCON-Ⅱ型輸送容器定期自主検査作業	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年5月14日	エイ・ティ・エス株式会社、茨城県那珂郡東海村村松字平原3129-37	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】。核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	1,186,500円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
原子力損害賠償責任保険契約(東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年6月4日	日本原子力保険プール、東京都千代田区神田淡路町2-9	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】。原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	130,985,490円	—	—	原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
原子力損害賠償補償契約(敦賀本部高速増殖炉研究開発センター)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年6月4日	文部科学省、東京都千代田区霞が関3-2-2	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】。法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	非公表	240,000,000円	—	—	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているため。	1	
原子力損害賠償責任保険契約(敦賀本部高速増殖炉研究開発センター)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年6月4日	日本原子力保険プール、東京都千代田区神田淡路町2-9	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】。原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	61,183,220円	—	—	原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
原子力損害賠償補償契約(大洗研究開発センター)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年7月2日	文部科学省、東京都千代田区霞が関3-2-2	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】。法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	非公表	240,000,000円	—	—	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているため。	1	
核物質保管設備の保守	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年7月8日	富士電機株式会社、東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】。核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	3,885,000円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
原子力損害賠償補償契約(敦賀本部原子炉廃止措置研究開発センター)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49	平成25年7月10日	文部科学省、東京都千代田区霞が関3-2-2	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】。法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	非公表	7,200,000円	—	—	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
核物質防護設備(各種侵入検知器、開閉検知器等)の定期点検	須賀 伸一 大洗研究開発センター管理部長 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番	平成25年8月6日	横河電子機器株式会社, 神奈川県秦野市菅屋500	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	1,207,500円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
核物質防護設備保守点検作業	須賀 伸一 大洗研究開発センター管理部長 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番	平成25年9月11日	株式会社原子力セキュリティサービズ, 茨城県那珂郡東海村村松字平原3129-45	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	7,927,500円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
核物質防護設備保守点検	富田 英二 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年9月24日	横河電子機器株式会社, 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-13 南新宿星野ビル8階	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	14,910,000円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
核物質防護(PP)監視装置 侵入検知器等定期点検作業	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年10月1日	株式会社原子力セキュリティサービズ, 茨城県那珂郡東海村村松字平原3129-45	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	19,246,500円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
原子力損害賠償責任保険契約(敦賀本部原子炉廃止措置研究開発センター)	圖師 修一 契約部長 茨城県那珂郡東海村村松4番地49	平成25年10月17日	日本原子力保険プール, 東京都千代田区神田淡路町2-9	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	10,301,300円	—	—	原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
PIE-SA型輸送容器の定期自主検査	中島 克三 大洗研究開発センター管理部長 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番	平成25年10月24日	エイ・ティ・エス株式会社, 茨城県那珂郡東海村村松字平原3129-37	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	10,972,500円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
核物質防護施設における構内監視システムの保守、点検	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年10月31日	太陽計測株式会社, 東京都大田区山王1-2-6	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	2,677,500円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
平成25年度STACY及びTRACY施設定期自主検査作業	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成25年12月2日	東京ニュークリア・サービス株式会社, 東京都台東区台東1-3-5	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のためのものであり、契約の相手方が一に特定されるものかつ核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	17,745,000円	—	—	放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のためのものであり、契約の相手方が一に特定されるものため、かつ核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
核物質防護設備等の定期点検	竹中 信吾 人形峠環境技術センター所長 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550	平成25年12月24日	横河電子機器株式会社, 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-13 南新宿星野ビル8階	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	3,097,500円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
2014年外国雑誌(米国物理学会及び米国物理学協会発行)の購入	根本 伸一郎 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	平成26年1月1日	株式会社紀伊國屋書店, 茨城県水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	非公表	34,074,626円	—	—	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入であるため。	10	
「常陽」核物質防護設備の保守点検	中島 克三 大洗研究開発センター管理部長 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番	平成26年1月10日	横河電子機器株式会社, 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-13 南新宿星野ビル8階	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの	非公表	5,827,500円	—	—	核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。	18	
原子力損害賠償補償契約(東海研究開発センター原子力科学研究所)	鈴木 正隆 契約部長 茨城県那珂郡東海村村松4番地49	平成26年1月20日	文部科学省, 東京都千代田区霞が関3-2-2	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	非公表	240,000,000円	—	—	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているため。	1	
原子力損害賠償補償契約(東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所)	鈴木 正隆 契約部長 茨城県那珂郡東海村村松4番地49	平成26年1月27日	文部科学省, 東京都千代田区霞が関3-2-2	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	非公表	36,000,000円	—	—	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているため。	1	
借上宿舍賃貸借契約	鈴木 正隆 契約部長 茨城県那珂郡東海村村松4番地49	平成26年2月14日	公共ビル管理株式会社, 東京都千代田区内幸町1-1-6 NTT日比谷ビル	物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】、契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるとき	非公表	28,944,000円	—	—	契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない美術品、工芸品等又は特定の土地、建物等であるため。	11	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(H22.4月作成)の対象となっている契約を対象としております。
2. 本表は、平成25年度に締結した随意契約のうち、平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、記載しております。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載しております。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、次頁の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号及びその他以下に該当する番号を記載しております。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「18」
5. 随意契約によることとした根拠に記載されている「会計規程」及び「契約事務規程」については抜粋版を、「特命クライテリア」については詳細版を、別に掲載しております。

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
<p>(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>1</p>
<p>(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>2</p>
<p>(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p>	<p>3</p>
<p>(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>4</p>
<p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	<p>5</p>
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	<p>6</p>
<p>ニ その他</p>	
<p>(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p>	<p>7</p>
<p>(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)</p>	<p>8</p>
<p>(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)</p>	<p>9</p>
<p>(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p>	<p>10</p>
<p>(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p>	<p>11</p>
<p>(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p>	<p>12</p>